

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

1 はじめに

平成20年（2008年）6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、日本が近代化する過程で、多数のアイヌ民族が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。その上で、アイヌ民族を、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住する先住民族として認めることなどを政府に求めました。

この決議からおおよそ10年を経て、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」と明記しました。

明治2年（1869年）、明治政府により「北海道」と命名されるまで、この北海道の地は、アイヌ語で《ヤウンモシリ¹》または《アイヌモシリ²》と呼ばれていました。そして、アイヌ民族は、この《ヤウンモシリ》で長きにわたり生活を営み、独自の文化を築いてきました。しかし、和人の流入が進むにつれて、次第にその生活を脅かされるようになりました。そして、和人から過酷な労働を強いられ、土地政策や同化政策などにより、その文化は存続の危機にさらされるなど、長年にわたり厳しい状況下に置かれてきました。

アイヌ施策の意義を考えるに当たっては、こうした歴史的背景の理解が不可欠です。そのため、本章では、本計画の詳述に先立ち、アイヌ民族の歴史的経緯を概観します。

「北海道」という名称が、明治2年（1869年）、明治政府によって命名された背景を踏まえ、本章では、明治2年（1869年）に至るまでの北海道の名称を、「《ヤウンモシリ》（北海道）」と記載し、西暦のみ表記します。

2 アイヌ民族の先住民族としての歴史

(1) アイヌ民族の文化の始まり

北海道に人類が住み始めたのは、今からおおよそ2万5千年前とされており、また、おおよそ1万1千年前から縄文文化の時代が始まったとされていますが、人類学的な研究により、アイヌ民族の形質や遺伝的な特徴の中には、縄文時代まで遡るものがあることが明らかになっています。

そして、7世紀以降《ヤウンモシリ》（北海道）で始まったとされる^{まつもん}擦文文化の時代にアイヌ文化の原型が見られ、13～14世紀頃にかけて、現在よく知られる形でのアイヌ文化の特色が形成されていったと考えられています。

1 【ヤウンモシリ】アイヌ語で《ヤウン》は「陸」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

2 【アイヌモシリ】アイヌ語で《アイヌ》は「人間」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

(2) 鎌倉時代から江戸時代まで

鎌倉時代以降、和人は《ヤウンモシリ》（北海道）との交易を盛んに行うようになりました。しかし、交易の拡大に伴い、和人の移住者が増えると、1457年に、アイヌ民族と和人の初めての大規模な武力衝突となったコシャマインの戦いが起こるなど、次第にアイヌ民族と和人の間で抗争が起きるようになりました。こうした戦いは長い間繰り返していましたが、16世紀半ばには、道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和（夷狄いできの商舶往還しょうぱくおうかんの法度はつと）し、交易が続けられました。

蠣崎氏から氏を改めた松前氏は、1604年に、徳川家康からアイヌ民族との交易の独占を認める黒印状を与えられ、松前藩を興しました。そして、松前藩は家臣たちに、領地や米に代えて、蝦夷地の一定の地域でアイヌ民族と交易をする権利を与えるようになり（商場知行制あきないばちぎょうせい）、アイヌ民族は和人に有利な条件での交易を強いられるようになりました。こうした状況の中、1669年には、シブチャリ（静内）の長であったシャクシャインがアイヌ民族を結集し、松前藩に対して大きな戦いを起こしました（シャクシャインの戦い）。最終的に、和平協議の場でシャクシャインが殺害されたことにより、戦いは終わりましたが、これ以降、松前藩はアイヌ民族に対する支配を強めていきました。

18世紀に入り、和人の商人が、松前藩やその家臣に上納金を納め、アイヌ民族との交易を請け負うようになると（場所請負制ばしりょうけいせい）、商人による漁場経営の労働力として、アイヌ民族は過酷な労働を強いられました。和人の勢力が伸張し、アイヌ民族が勢力を保っていた地域でも過酷な漁場労働を強いられるようになると、1789年には、クナシリ（国後島）やメナシ（根室、標津を中心とした北海道東部）地方のアイヌ民族が和人に対して蜂起しました（クナシリ・メナシの戦い）。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌ民族を説得し、松前藩と話し合いをしようとしたのですが、戦いの指導者たちが松前藩に殺害されたことにより、戦いは収束しました。この戦い以降も、依然としてアイヌ民族は厳しい労働環境に置かれ、また病気の流行なども相まって、幕末までには人口が急減しました。

(3) 明治時代以降

明治維新に伴い、明治2年（1869年）、明治政府は蝦夷地を「北海道」と改称し、また、開拓使を設置するなど、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出しました。そして、戸籍法の制定に伴う戸籍作成により、アイヌ民族は正式に日本の国民として組み込まれましたが、「旧土人」という呼称により、和人とは差別されました。一方、明治政府の同化政策として、明治4年（1871年）の開拓使布達などにより、アイヌ民族の風習は禁止の対象とされたり、日本人風の名前の使用や日本語の使用を強制されたりしました。また、明治5年（1872年）に定められた地所規則・北海道土地売貸規則じしよばいたいでは、従来アイヌ民族が狩猟や漁労、伐木などをしてきた土地であっても、新たに所有権を設定し、民間に売り払うこととされました。そして、明治10年（1877年）に制定された北海道地券発行条例では、アイヌ民族の居住地は、種類を問わず、全て官有地に編入することが定められま

した。こうした政府の土地政策が進められる中、伝統的な生業であったサケ漁やシカ猟も禁止されるなど、アイヌ民族の文化は深刻な打撃を受けました。

明治19年(1886年)、北海道庁が置かれ、和人社会の構築が進められる中、明治32年(1899年)には、北海道旧土人保護法が施行されました。この法律は、農業に従事していた、または従事しようとしたアイヌ民族に土地を与えることとしましたが、農地に向かない湿地や傾斜地などの土地(北海道旧土人保護法施行細則では、「未開地」と規定)が与えられたため、開墾できず土地を取り上げられたアイヌ民族が多くいました。また、教育面では、和人数童とは別の特設アイヌ学校「土人学校」が設置されましたが、日本語や和人数の習慣に沿った教育がなされ、教育内容や就学期間にも和人数童との格差がありました。

大正時代にかけて、アイヌ民族自身によって、差別に対する批判や、自立の道を模索することへの呼びかけなどが行われ、中には町や村の議員に当選する人もいました。しかし、こうした中であっても、アイヌ民族は社会の中で不利な立場に置かれ、差別されていた一方、戦争が始まると、和人数との区別なく兵隊に召集されることとなりました。

3 アイヌ民族に関する戦後の動向

(1) 北海道アイヌ協会の設立

アイヌ民族への差別をなくし、和人数との格差を解消しようとする活動は戦後も続けられ、昭和21年(1946年)、北海道に居住するアイヌ民族による組織として、「北海道アイヌ協会」が設立されました(昭和36年(1961年)、「北海道ウタリ³協会」への改称を経て、平成21年(2009年)に再び「北海道アイヌ協会」に改称)。設立以降、先住民族アイヌの尊厳を確立するため、その社会的地位の向上や、文化の保存・伝承などに関する活動が行われました。平成4年(1992年)には、国連の「世界の先住民の国際年」式典で、当時の北海道ウタリ協会理事長であった野村義一氏が、世界に向かってアイヌ民族の権利を訴えました。

(2) アイヌ文化振興法の施行

北海道ウタリ協会(当時)は、北海道旧土人保護法に代わる新たな法律の制定を求め、北海道知事と北海道議会議長に対する陳情を行いました。これを受け、北海道は、「ウタリ問題懇話会」を設置し、新法制定に向けた検討を行いました。そして、昭和63年(1988年)8月、同懇話会からの報告を基に、北海道と北海道議会、北海道ウタリ協会は、アイヌ民族に関する新たな法律の制定を国に要請しました。平成7年(1995年)3月、法制的問題を含め、今後のウタリ対策のあり方に関して意見をまとめるため、内閣官房長官の諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、平成8年(1996年)4月、同懇談会から報告書が提出されました。この報告書では、存立の危機にあるアイヌ文

3 【ウタリ】アイヌ語で「仲間」の意。

化の保存振興や、アイヌ民族に関する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現などを基本理念とする、ウタリ対策の新たな展開に関する提言がまとめられました。この提言を踏まえ、平成9年（1997年）7月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統などに関する国民への知識の普及・啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて日本の多様な文化の発展に寄与することを、その目的としました。そして、国の責務として、アイヌ文化を継承する者の育成など、アイヌ文化の振興などを図るための施策を推進するよう努めることなどが規定されました。

なお、平成9年（1997年）3月、二風谷ダムの建設工事は是非が争われた裁判について、札幌地方裁判所が下した判決は、原告の請求自体は棄却としながらも、アイヌ民族が「先住民族」であることを、国の機関として初めて認めました。

(3) 国連宣言と国会決議

平成19年（2007年）9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、日本も賛成して採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。昭和57年（1982年）、国連人権委員会の下部機関となる人権小委員会が先住民に関する作業部会を設置して以降、採択に至るまで20年以上にわたり議論が重ねられたとともに、その間アイヌ民族も様々な働きかけを行ってきました。

同宣言の採択を受け、平成20年（2008年）6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、冒頭、前年の国連宣言の採択は、アイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、その趣旨を体して具体的な行動をとることが日本に求められている、としました。そして、同宣言を踏まえ、アイヌ民族を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、言語や文化の独自性を有する先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を早急に講じることを、政府に求めました。

この決議と同日、内閣官房長官は政府として初めて、アイヌ民族が「先住民族」であるとの認識を表明し、アイヌ政策の推進に向けて有識者懇談会の設置を検討することとしました。

(4) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の設置

国会での決議を受け、平成20年（2008年）7月、今後のアイヌ政策のあり方に関する総合的な検討を行うため、内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。そして、アイヌ民族との意見交換や現地視察と併せて

検討が重ねられ、平成 21 年（2009 年）7 月、同懇談会により報告書がまとめられました。この報告書は、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、今後のアイヌ政策の基本的な考え方として、先住民族という認識に基づく政策展開を行う必要性や、国連宣言の意義の尊重などを挙げました。そして、具体的な政策として、国民の理解の促進や広義の文化に関する政策、推進体制の整備などに関する考え方を示しました。この報告書を基に、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成 21 年（2009 年）12 月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

4 アイヌ民族に関する最近の動向

(1) アイヌ政策推進会議での検討

平成 22 年（2010 年）3 月、アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」の作業部会が設置され、平成 23 年（2011 年）6 月、両作業部会から報告書が提出されました。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、日本が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族の共生を尊重していくため、アイヌ民族の歴史や伝統文化への国民理解の促進、アイヌ文化の復興と発展に関する中心的な拠点の必要性を示しました。そして、象徴空間が担う展示や体験交流などの具体的な機能、今後の検討課題などについてまとめました。

また、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告書は、北海道内と道外のアイヌ民族の生活実態は基本的に近似していることや、全国の状況と比較すると多くの面で格差が存在していることを明らかとしました。そして、全国の見地から生活・教育面での支援策に関し、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる、と総括しました。

両作業部会による報告書の提出後、その趣旨の実現に向けた検討を行うため、平成 23 年（2011 年）8 月、政策推進作業部会が設置されました。同部会では、設置以降、平成 30 年（2018 年）4 月に至るまで、「民族共生の象徴となる空間」や、アイヌ政策の再構築などに関する検討が続けられました。

(2) アイヌ施策推進法の施行

アイヌ政策推進会議や政策推進作業部会では、様々な議題と合わせ、数年にわたりアイヌ政策の再構築とその立法措置に関する検討が進められました。そして、こうした検討を経て、令和元年（2019 年）5 月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としました。

そして、この法律の規定に基づき、令和元年（2019年）9月、政府は「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。この基本方針は、アイヌ施策の意義として、アイヌ文化振興法の施行以降推進してきた文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としました。

(3) 民族共生象徴空間の設置

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書は、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、報告の考え方全体を体現する「扇の要」であり、日本が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない、多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つもの、と位置付けました。この報告書が提出された後、「民族共生の象徴となる空間」作業部会では、平成22年（2010年）3月以降、同空間の基本的な考え方などについて検討が行われました。

平成23年（2011年）8月以降は、政策推進作業部会で引き続き検討が進められ、平成24年（2012年）7月に、同作業部会からの報告などを踏まえ、「『民族共生の象徴となる空間』基本構想」が決定されました。また、平成26年（2014年）6月には、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

平成30年（2018年）12月に至るまで、アイヌ政策推進会議では、同空間に関する継続的な協議が行われました。そして、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、民族共生象徴空間の構成施設の管理に関する措置や、その管理を委託する指定法人などについて規定しました。

令和2年（2020年）7月、アイヌ文化の復興や民族の共生に関する拠点として、白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業しました。アイヌ民族による伝統文化の継承・創造や、国内外の人々のアイヌ民族に関する理解促進など、複合的意義・目的を有する拠点として、今後の幅広い利活用が期待されています。

<「先住民族」とは>

「先住民族」という言葉には、これまで様々な定義が充てられており、本章に掲載した経緯の中では、以下のような定義がなされています。

■二風谷ダム訴訟判決文（H9.3）より抜粋

「先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団である・・・（以下略）。」

■「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（H21.3）より抜粋

「先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である・・・（以下略）。」

■参考資料など

書名	出版など	出版年月
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書	—	2009.7
アイヌ民族を理解するために (平成30年度版)	北海道環境生活部／出版	2019.3(改訂)
アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料—第6集—	札幌市教育委員会／発行	2020.3
アイヌ民族：歴史と現在 —未来を共に生きるために—	アイヌ民族文化財団／発行	2019.7
対アイヌ政策法規類集	河野 本道／編 北海道出版企画センター／出版	1981.9

■参考ホームページ

名称	アドレス
内閣官房アイヌ総合政策室	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/
北海道環境生活部アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm
公益財団法人アイヌ民族文化財団	https://www.ff-ainu.or.jp/
民族共生象徴空間（ウポポイ）	https://ainu-upopoy.jp/

クローズアップ

ウアイヌコロ コタン

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）

民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興と発展のナショナルセンターとして、白老町のポロト湖畔周辺地域に設置されました。「国立アイヌ民族博物館」や「国立民族共生公園」を設置する区域を中核区域として、周辺の豊かな自然とともに文化伝承や体験交流を行う関連区域、アイヌ民族による尊厳ある慰霊の実現に向けた慰霊施設などから構成されています。施設内では、案内表示など、各所にアイヌ語が使用されるほか、展示は、「私たち」というアイヌ民族の視点で、「ことば」や「くらし」など、様々なテーマごとに文化や歴史などを紹介する構成になっています。

なお、同空間の愛称である《ウポポイ》は、「（大勢で）歌うこと」を意味するアイヌ語であり、一般投票を経て決定されました。また、民族共生象徴空間は、「ウアイヌコロ コタン」というアイヌ語訳が付けられており、《ウ》は「互いに」、《アイヌコロ》は「尊敬する」、《コタン》は「村」を意味します。



民族共生象徴空間（ウポポイ）の外観（イメージです）
（公財）アイヌ民族文化財団提供